

別紙

諮問第1668号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「教育庁が「〇〇」を各学校に連絡した旨の報道を受けて、市民からの抗議や意見の内容及び件数等を示した文書（2022年9月9日現在）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年11月8日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から5までについて、同表に掲げる本件非開示情報1及び2を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年12月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月31日に実施機関から理由説明書を、同年5月12日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月31日（第241回第一部会）から同年11月28日（第242回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 広聴業務について

東京都においては、広聴業務により都民から寄せられた都政に対する提言、要望等を幅広く取り入れて施策等に的確に反映させるとともに、都庁全体の情報提供のレベルアップや接遇改善等に資するため、各局等連携により対応事例等の共有を進めるなどして、都政運営の参考としている。

「都民の声総合窓口」では、寄せられた意見等を対象局等に共有し、必要に応じて対応経過報告を求めるなど、都民の声を的確に把握している。受付方法は専用のメールアドレスが東京都ホームページで公開されているほか、郵送、FAX又は電話等である。

東京都教育委員会でも同様に、専用のメールアドレスを東京都教育委員会ホームページに設置するなどして、都民等からの提言や苦情、要望を受け付けている。

イ 本件一部開示決定について

本件対象公文書1から5までは、「都民の声総合窓口」や東京都教育委員会のホームページ等を通して都民等から実施機関に寄せられた意見等が記載された公文書である。

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象公文書1から5までを特定し、そのうち、本件非開示情報1については条例7条2号に、本件非開示情報2については同条6号に該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、意見を寄せた都民等の氏名、住所、連絡先及び対応した会計年度任用職員の氏名であり、これらの情報は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

また、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2のうち「抗議・意見の内容」について、実施機関は、開示が前提となると都民等が率直な意見等を寄せる上での妨げとなり、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

これに対し、審査請求人は、「抗議・意見の内容」が開示された例として、都条例改正の際に実施された意見公募において都民等の提出意見が開示されている旨主張している。また、抗議・意見を寄せているのが団体である場合においても非開示としていることについて説明を求めている。

審査会が見分したところ、審査請求人の主張にある意見公募においては、実施要綱等に都民等から提出された意見は原則として公表することと定めていることが確認された。したがって、意見公募で提出された意見は公開を前提にして都民等から寄せられた意見であると解される。他方、本件の「抗議・意見の内容」は、都民あるいは団体が自らの意見や要望等を伝え、都政に反映されることを目的として送付されたものであり、それが都の公文書開示制度によって不特定の第三者に公開されることを前提に送付されてはならず、性質を異にするものであって、これを公にすることにより、将来の情報公開をおそれた都民等が率直な提言・要望等を寄せることを躊躇するおそれがある。

このことを踏まえると、「抗議・意見の内容」は、これを公にすることにより、都政運営にとって必要な情報を得ることが困難となり、実施機関における広聴事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例7条6号に該当する。

次に、本件非開示情報2のうち「組織のメールアドレス」及び「内線番号」について、実施機関は、公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、「組織のメールアドレス」は、都民の声総合窓口及び東京都教育委員会のホームページ上のメールフォームに寄せられた都民等の意見等を受信し、組織内部端末に転送する際にシステム上で使われる専用メールアドレスであることが認められた。実施機関においては、メールフォーム以外からメールを

受信し処理することは業務上想定していないところ、専用メールアドレスに直接意見等が寄せられてしまうと、通常業務で実施しない事務作業が発生し、都民等の意見等に係る的確かつ迅速な相談対応が困難となり、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、「内線番号」は庁内連絡専用の番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど、実施機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

以上のことから、本件非開示情報2は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由
1	ご意見フォーム	都民等の氏名・住所等	1	7条2号
		抗議・意見の内容、組織のメールアドレス	2	7条6号
2	相談カード	都民等の氏名・住所等、会計年度任用職員の氏名	1	7条2号
		抗議・意見の内容	2	7条6号
3	都民の声総合窓口から各局都民の声窓口へ・B票	都民等の氏名・住所等、会計年度任用職員の氏名	1	7条2号
		抗議・意見の内容、組織のメールアドレス、内線番号	2	7条6号
4	送付状（B票）	都民等の氏名・住所等、会計年度任用職員の氏名	1	7条2号
		抗議・意見の内容、内線番号	2	7条6号
5	団体からの要請等文書	抗議・意見の内容	2	7条6号